

平成26年度 第5回 島根県子ども・子育て支援推進会議

ひとり親家庭等自立支援部会

日 時 平成27年1月20日（火）

10:00～12:00

場 所 島根県職員会館健康教育室

○俵GL 失礼します。御案内の時間よりも少し早いようでございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから平成26年度第5回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます、島根県青少年家庭課母子福祉グループの俵です。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たり、島根県青少年家庭課の平岡課長から御挨拶申し上げるべきところですが、本日は所用のため欠席させていただいておりますので、かわりに子ども・子育て支援スタッフ、渡邊調整監から御挨拶申し上げます。

○渡邊調整監 皆様、おはようございます。青少年家庭課の渡邊でございます。

部会への御案内をいたしましたところ、委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろよりひとり親家庭等に対する福祉施策の推進に当たりまして、それぞれのお立場から御協力をいただいておりますことにこの場をおかりをしまして重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、皆さん御承知のとおり、国におきましては、ひとり親家庭への支援施策の強化を目指しまして、昨年10月1日に母子及び寡婦福祉法が改正をされまして、父子家庭への支援拡大としまして、従来、市町村の福祉事務所に配置されておりました母子自立支援員、その名称を母子・父子自立支援員に改め、また、母子・寡婦・福祉資金の対象が父子家庭へも拡大されるということで、その運用が開始をされていくところでございます。

また、深刻化する子供の貧困問題に対応するため、必要な施策をまとめた子供の貧困対策に関する大綱が昨年8月29日に閣議決定をされております。その中には、保護者に対する就労支援や経済的支援というものも盛り込まれているところでございます。その中で指標の一つとして上げられておりますが、ひとり親家庭の親の就業率についてでございますが、県内の母子家庭の母というのが92.0%ということで、全国平均よりも11.4

ポイント上回っていると。父子家庭の父も95.3%と、全国より4ポイント上回っているということでございますけども、依然として収入は低く、県内のひとり親家庭における経済的自立の促進が図られているとは言いがたい状況でございます。いずれにいたしましても、ひとり親家庭への支援というものは、これらの就業支援策はもとより、子育て・生活支援策、あるいは養育費の確保策、そして経済的支援策を柱にしました総合的な自立支援を着実に進める必要があるかと思っております。

昨年7月に開催をしました部会から少し時間が経過をいたしましたけれども、本日はこれまでに皆様方から頂戴しました御意見を踏まえまして、計画の内容をお示しすることとしております。本日、御審議いただきます計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきます支援計画と、昨年4月に10年間の延長が決定をいたしました次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と一体的に策定することとしておりまして、この策定作業も大詰めを迎えているところでございます。

本日は、委員の皆様にはどうか忌憚のない御意見をいただきますよう御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○俵GL 続きまして、議事に入りたいと思いますが、その前に本日の委員さんの御欠席についてお伝えしたいと思います。本日、出雲市からお越しの児玉委員さんが御欠席ということで報告をいただいております。

では、これより先は、島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会の石倉部会長様に進行をお願いしたいと思います。石倉部会長様、よろしく願いいたします。

○石倉部会長 部会長の石倉です。本日、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほど、御説明にありましたように、本日の意見を最終的に本会議のほうに反映されるということですので、皆様の意見をいろいろいただいているようではございますけれども、きょうもなおかつ今回の意見を集約ということで、よろしく願いいたします。

7月から間があいてるということですので、まずは昨年7月に第4部会を開催した内容を振り返りながら、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○俵GL それでは、お手元の資料、右肩に1と書いてあって、A4判とA3判、横長の

ものですね、ホッチキスどめのものをごらんください。

島根県、先ほど、部会長様から御指示いただきました島根県ひとり親家庭等自立支援部会の協議状況について説明させていただきます。これまで、平成25年10月28日から昨年7月17日までの間に4回の部会を開催させていただいたところでございます。1枚目の資料に書きましたのは、その各部会の主な議題ということでございますが、ちょっと振り返りということで、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1回部会、平成25年10月28日に御審議いただきました内容としましては、3つ目のぼつ、島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直し方針等についてでございます。これは、島根県では平成20年度にひとり親家庭等自立支援計画というのを策定しまして、10年間、平成29年までの計画として法に基づく計画を策定したところです。この計画につきましては、国の基本方針を踏まえて策定するというふうに定められておまして、この国の基本方針のほうは平成25年3月に改正されまして、26年度末までその期間を延長されたといった経緯がございます。主な内容としましては、母子家庭及び父子家庭の親に対する安定した就業を確保支援プラス父子家庭への支援を拡大するといった内容でございました。こういった基本方針を踏まえまして、島根県の計画は策定当初に中間地点で見直しを行うというふうにしておりましたので、それが昨年度からちょうど見直しの時期に当たったということでございます。加えて子ども・子育て支援事業支援計画を都道府県でも策定することになりましたので、先ほど渡邊調整監の挨拶の中でもございましたが、次世代育成支援行動計画とあわせて3本一体化した計画として策定とするということで、皆様方に御了解をいただいたところです。この一体の計画とすることで、ひとり親に特化した施策だけではなくて、一般施策とも絡めながら総合的に施策を推進していくということで御了解いただいたところでございます。

もう一つ、第1回部会につきましては、5年に1回、経過観察ということで、島根県が行っております母子・寡婦・父子世帯実態調査項目についてお示ししまして、県内ひとり親家庭の実態把握と、課題がどういうものなのかということを見出すための追加項目について御意見をいただいたところでございます。そのいただきました追加意見を反映しまして、実態調査を25年11月から行いまして、その速報値ということで翌26年2月19日、第2回部会の中で報告をさせていただきました。

それから、3月19日の第3部会の中では、その全ての集計結果をお示ししまして、どういったことが課題として認識されるべきかということについて御審議いただいたところ

です。その内容をもとにしまして、第4回部会でひとり親家庭等自立支援計画の見直しについて各専門分野の皆様方から御意見を頂戴したところです。その内容について、今回、改めて事務局のほうからたたき台のほうをお示しいたしますので、御意見をいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、A3、横長の島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直しについてという資料でございますが、これは第4回部会、前回部会、7月のときにお配りした資料でございます。これで左側のほうをごらんいただきますと、旧計画の施策体系というのが9本ございまして、1点目、相談・情報提供機能の充実、2点目、子育て支援策の推進、3点目、養育費の確保に向けた支援の推進、4点目、生活支援の充実、5点目、経済的支援の充実、6点目、就業支援の推進、7、就業機会の充実、8、関係機関の連携及び地域の協働の推進、9、人権が尊重される社会の実現という旧計画を踏まえまして、実態調査の結果から県内のひとり親家庭は増加傾向にあるということ。それから、支援策はさまざまあるんですが、なかなか知られていないといったこと。それから、年代別に母子家庭、父子家庭、困っている内容が違うということ。また、あったらよい、あってよかった公的援助の中には、経済的支援策というのは認知度が高いということで上げられているんですが、それ以外の就業支援とか、子供の一時預かりといった生活・子育て支援については余り知られていなかったといったことがわかりました。

収入による状況は一番下でございますが、世帯の主な収入源はいずれもひとり親本人の仕事による収入であって、比較して考えると、母子、寡婦に比べて父子が高いんですが、いずれも低収入で、母子、寡婦は100万から250万未満が非常に多いと。一方、父子は200万から350万未満が多い一方で、600万円以上も多いといった収入の特徴があったということでございます。

こういったことを踏まえまして、3番目の箱になりますが、相談・情報提供については、把握ができていない方々にどのように手を差し伸べていくのが大きな課題であるといった御意見をいただいたところです。子育て・生活支援につきましては、就業支援は大事なんだけども、それ以前に働くことができる環境整備が必要であるといった御意見をいただきました。就業支援につきましては、いかに就労につなげていくかが重要であって、最終的には自立支援、就労支援が一番なんだけども、支援があることを知ること、利用することが大事だといった御意見をいただきました。養育費、面会交流につきましては、広報活動から始める必要があるということと、これは子供の権利であるということを親に知識、情

報を提供して考えてもらわなければならないといった御意見をいただきました。全般的に広報・周知で、例えば一番身近な市町村福祉事務所にいらっしゃいます母子自立支援員を知らない方が多い、そういった窓口への相談から就労ですとか貸付制度利用へつなげることができる、生活に大きく関係するので、広報を行っていくことが重要であるといった御意見をいただいたところです。

こういった御意見をいただきながら、今後、どのような施策を推進していくかについて、この後、御議論いただきたいと思います。資料については以上でございます。

○石倉部会長 ありがとうございます。

本日は、これらのことを踏まえまして、計画本体への盛り込みをどうするかということ御意見をいただきたいかと思えます。

○朝倉主任 それでは、続きまして資料2のほうをごらんください。この資料2は去年12月22日に開催した子ども・子育て支援推進会議、この部会の親会に当たる会議になりますけども、この推進会議と少子化対策推進部会の合同会議でお示した資料となっております。

1ページを見ていただきたいと思えます。7月に開催した第4回のひとり親家庭等自立支援部会以降、この親会を1回、少子化部会を1回、親会と少子化部会の合同会議を1回、計3回の会議を開催してきました。その中で、今回策定する計画の施策体系を変更したほうがよいのではないかという御意見がありました。具体的には次代を担う島根県の子供に視点を当て、子供に関するものを基本理念の最初に持ってきたほうがよいのではないかというものでした。このような意見を受けて、12月22日に開催した親会と少子化部会の合同会議で施策体系の見直しを提案させていただいております。

左側にこれまでお示していた施策体系図、右側に新たに提案させていただいた施策体系図を記載しています。変更点として、まず、旧体系の基本理念Ⅰ、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりと基本理念Ⅳ、しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現を入れかえて、子供という事柄を基本理念の最初に持つてくるということ。その上で、基本理念の下にあります、旧体系で言う基本施策9と基本施策10を入れかえて、たくましい子どもの育ちを右側、変更後の体系図の基本施策1として位置づけるということ。

続いて、基本理念Ⅱ、安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備においては、旧体系の基本施策3と4を入れかえて、子供を中心にだんだんと外側へ視点を向け、それぞれの支援をどのようにしていく必要があるのかということで、基本施策の配置を変

更する。また、変更後の基本施策4、子どもと親の健康の確保のところに、新たに②食育の推進を追加し、食への関心の心を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すというものを新たに加えるということ。

このような施策体系図としてはどうかということを変更して提案したところ、さらに変更後の体系図、基本理念Ⅰ、それと障害のある子供やひとり親家庭への支援を記載する基本理念Ⅲ、この基本理念ⅠとⅢは一連の取り組みとして行うものである、間に別の理念が入るのは不自然であるという御意見や社会福祉に関する基本的な軸を定める社会福祉法では、第1条で社会福祉の基盤は地域を基盤として考えるということとされていることから、地域づくりを下に持っていくことに疑問を感じるなど、さまざまな意見をいただきました。

このような意見を踏まえて、施策体系図を最終的にどのようにしていくのかということについて、現在、事務局で再度検討しているところでございます。ひとり親家庭等の自立支援について、計画の理念がどの部分に入り込んでいくのかということについても、今後、変更される可能性がありますので、御承知おきいただければと思います。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

ただいまの本会議のほうの基本理念ということで、体系図の説明をしていただきました。まだまだ意見が多いので、検討中ということなんですけれども、今回のこの部会の内容につきまして御意見をいただいたものを1月30日の親会議のほうで最終的に案を示されるということになっておりますので、そちらのほうで案を決められるようになりますので、きょうはそのための御審議をいただきたいかと思っております。

それでは、議事(1)のほうに入ってよろしいですかね。

○俵GL 議事(3)ですね。

○石倉部会長 ああ、(3)の議事に入ってよろしいですかね。

ひとり親家庭等自立支援部会の協議状況についてと、一応、推進会議のほうの協議状況、資料1と資料2は今、説明していただきましたので、3のほうの施策の内容についてということで、資料3-1と資料3-2のほうの説明をお願いしたいかと思っております。

○山根企画員 それでは、議案(3)島根県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する施策の内容について御説明いたします。部会長からもありましたとおり、資料3-1及び資料3-2をお手元に御用意いただきたいと思っています。

まず、資料3-1ですけれども、前回、第4回部会で皆様方からいただいた御意見を一

覧にしたものでございます。種類ごとに相談、生活、子育て、就業と、あと全体に係るものとして分類しております。御意見、相談窓口等、ここには現在、実施しております事業もあわせて記載しております。一番右のところですが、今回、施策体系図、先ほど説明させていただきました新しい施策体系図の基本理念、基本施策、施策番号を記載しておりますので、御確認ください。

資料3-2ですけれども、前回同様の資料をお示ししておりますが、部会で審議いただいた資料をもとに、12月22日に開催されました第6回島根県子ども・子育て支援推進会議の資料を作成しております。さらに、今回はそのときに使用した12月に開催された推進会議の資料をベースに前回、皆様方からいただいた御意見をもとにひとり親部分を朱書きで記載しております。なお、青字についてですけれども、これは前回部会の資料に記載しておりました内容になっておりますので、御確認ください。

それでは、資料3-2を中心に御説明させていただきます。あわせて資料3-1もごらんください。まず、資料3-2、1ページにあります基本理念Ⅱ、子育て・子育てをみんなで支える地域づくり、基本施策6、仕事と生活の調和、施策①仕事と家庭の両立支援でございますけれども、こちらは後で審議いただきます5ページにあります、基本理念Ⅲ、基本施策9、施策①子育て生活支援の充実を再掲させていただく形にとりたいと思いますので、こちらのページは後からのところで御審議いただきたいというふうに思っております。

2ページ目をごらんください。基本理念Ⅲ、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備、基本施策8、子どもを守り育てる仕組みづくり、施策①子どもと家庭の相談体制の強化というところです。先ほど御説明しましたとおり、青字は前回資料にて御了解いただいている部分になっております。今回、朱書きの部分について御審議いただきたいと思っております。現状と課題のところですが、一番下の朱書きの部分です。ひとり親家庭等が増加する中、就業、住宅、養育などさまざまな面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保などを含む総合的な支援が必要となっており、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取り組みについての情報提供を行っていく必要があると思っております。資料3-1にあります、前回いただいた御意見でいいますと、Aの相談体制のシステムづくり、Bの子供への支援という部分がこちらに盛り込まれております。ですので、施策の

方向性としまして、右のところにありますひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村関係機関と連携し、相談支援体制の充実や施策取り組みについて情報提供し、総合的な支援を行うとしております。

青枠で囲んであるものにつきましては、現在実施している事業、また、相談窓口等を記載しております。今回のところでいくと、母子・父子自立支援員による総合的な相談、それと島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業というのを書き上げております。記載以外の事業がありましたら、また後ほど、審議の際に御意見いただきたいと思っております。

今回の相談体制の強化としましては、既に母子・父子自立支援員による総合的な相談を実施しております。前回、母子・父子自立支援員さんの業務については児玉委員様、それから石原委員様から御紹介いただいておりますが、まず、最初の相談窓口としては市町村福祉事務所で母子・父子自立支援員さんが対応していらっしゃいます。先ほど言ったとおり、島根県母子福祉センターによる各種相談事業も実施しているところです。

それでは、続きまして3ページをごらんください。施策③社会的養護体制の推進です。こちらにつきましては、青字にありますとおり、社会的養護児童には虐待を受けたり等、特性に応じた専門的ケアの充実及び人材確保が必要である。また、下のほうに移りますが、DV被害の母子等に対しては、母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があるとしております。この部分については重なりますが、前回御説明しておりますとおりです。施策の方向性としましては、先ほどと同じく母子・父子自立支援員による総合的な支援、関係機関と連携し、母子生活支援施設の活用を通じた支援を行うというふうにしております。また、青枠につきましては、先ほどと同じように母子・父子自立支援員さんによる総合的な支援。重なりますけれども、関係機関との連携ということで書き上げております。この部分につきましては、前回、御審議いただいている部分ですので、御説明は以上にさせていただきます。

続きまして、4ページをごらんください。施策④人権が尊重される社会の実現となっております。ここにつきましても、前回から大きく追加したところはありません。資料3-1、Cにあります住宅確保について現状と課題に記載しております。2番目の丸にありますとおり、ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題等を解消するために地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があるということで、前回も御説明してあるとおりです。



ここの部分が先ほど申しましたとおり、Cに当たる部分になるかと思っております。施策の方向性につきましては、特にひとり親には限らず、一般施策として記載しております。

続きまして、5ページをごらんください。基本理念Ⅲ、すべての子どもの健やかな育ちか等しく保障される環境の整備、基本施策9、特に支援が必要な子どもや家庭への対応、施策①ひとり親家庭の自立支援の推進となっております。ひとり親部会としましては、こちらが一番かかわりがあるところです。現状と課題につきましては前回の資料のとおりですけれども、一番上、1つの丸ですが、就業、住宅、養育などさまざまな面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要がある。2番目、経済的支援中心の支援から子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保、経済的支援等を含む総合的な支援へ転換していく必要がある。3番目、相談窓口や支援策を知らないために必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要がある。4番目、関係機関と連携して、必要な支援を的確に実施していく必要があると前回で箇条書きにしておりましたものに少し肉づけをしております。

施策の方向性です。事前にお配りした資料と書きぶりを変えております。個別の支援ごとに細かく記載をさせていただきました。一つ一つ御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の丸です。ここの部分は個別の支援というより総括的なところで書き上げております。子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向け支援するとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援・面会交流・養育費の確保支援及び経済的支援を柱とした総合的な支援を行うとしております。

続きまして、子育て・生活支援です。仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策とひとり親家庭向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭それぞれのニーズに応じて、母子家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。

就業支援。ひとり親の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望もさまざまであることから、個々のひとり親家庭の状況像に応じたきめ細かな就業支援につなげることが必要である。各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知し、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等との連携により、巡回相談や母子自立支援プログラムの積極的な活用を図り、より安定的な雇用や収入に結びつけることによ

り、経済的自立が図られるよう支援する。

面会交流・養育費確保支援ですけれども、平成24年の民法一部改正施行により、協議離婚の際に父母が定める事項として面会交流と養育費の分担が規定されたが、その取り決め・履行は十分に進んでいない。子どもの自尊感情や心の安定を育むための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届け出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向け支援する。

経済的支援です。ひとり親本人の年間就労収入は低く、母子のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれている。ひとり親家庭にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行う。また、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを希望するひとり親家庭に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸し付け後のひとり親家庭の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続して支援を行う。

相談支援体制の充実です。ひとり親家庭は親族等の援助を十分に受けられず、地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて、総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう、適切な相談に対応するとともに、情報共有の充実に努める。あわせて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図るとしております。

6ページをごらんください。母子生活支援施設・児童相談所との連携です。相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、母子・父子自立支援員や児童相談所、母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行う。その際、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけるとしております。

先ほどもありましたが、青枠ですけれども、現在実施している事業等を記載しております。まず、子育て・生活支援の充実ですが、資料3-1でいいますと、ここの部分はD、F、Gが該当する部分ですけれども、公営住宅における優先入居の推進、保育所優先入所適用のための働きかけ、母子家庭等日常生活支援事業等の実施、母子生活支援施設における生活及び自立支援、身元保証人確保対策事業などがあります。

就業支援ですけれども、ここにつきましては資料3-1でいくとH、Kが該当する部分ですけれども、母子・父子自立支援員による就業相談、母子家庭等就業・自立支援センター事業、こちらは就業相談や就業支援講習会などが当てはまります。それから、母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金事業、父子家庭自立支援給付金事業、それから公共職業訓練の実施、準備講習つき職業訓練と、関係機関としましては市町村や島根県母子寡婦福祉連合会、ハローワークとの連携による支援というふうにしております。

就業機会の拡充ですけれども、ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ、それから企業への理解を進めるためのセミナー等の開催、関係機関との連携にしましては、ハローワークであるとか、商工会さん、商工会連合会さん等との連携による支援、それと公共施設による雇用の促進としております。この部分につきましては、3-1でいいますと、Kのところになりますね。事業主の方の理解を得られるような働きかけ、施策があればいいというような意見がありましたけれども、この部分が該当してくるのかなというふうに思っております。

面会交流・養育費確保に向けた取り組みというところですが、面会交流・養育費確保に向けた啓発の推進、法律相談事業の実施、母子家庭等就業・自立支援センター事業、こちらは養育費相談を実施しております。関係機関、市町村であるとか島根県母子寡婦福祉連合会、家庭問題情報センター等との連携による支援、こちらのところは3-1でいうHのところになりますけれども、そちらが該当してくるところです。

あと、経済的支援の充実というところで、保育所保護者負担金の減免、児童扶養手当の給付、福祉医療費助成の実施、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、生活福祉資金の貸し付けと各種減免制度・奨学金制度の実施をしております。

母子生活支援施設・児童相談所との連携という部分につきましては、これも母子・父子自立支援員による総合的な相談、関係機関、市町村であるとか児童相談所等との連携による支援、母子生活支援施設の活用としております。

7ページのほうに続きますが、ひとり親家庭等への相談支援体制の充実というところで、資料3-1でいくと、A、Bが該当する部分ですが、母子・父子自立支援員による総合的な相談、あと、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業を実施しているところです。

先ほどもありましたけれども、青枠です。現在のところ実施しているところですので、既に実施しておられる事業で漏れているものがございましたら、後ほど御審議の中でお知

らせいただきたいというふうに思っております。

最後になりましたけど、8ページになりますが、基本理念Ⅱ、安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備、基本施策3、子育てに関する多様な支援の充実ですけれども、こちらは資料3-1でいきますとI、Jで御意見がありましたところですが、こちらに関してはひとり親に限ったことではなく、一般施策として既に記載されておまして、親会のほうで審議いただいている部分でございますので、この前の御意見等ありましたので、今回載せさせていただいたところですが、

施策の内容についての御説明は以上ですが、先ほどの朱書きの部分でありますとか、青枠で囲ってある実施事業について、今回御審議いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

それでは、本日、皆さんに御意見をいただくというところで、基本理念Ⅲ、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備、2ページ目のところからの御意見ということになるかと思えます。先ほど説明にありましたように、青字は既に前回、審議済みということで、赤い字で書かれているところで何か御意見等があればいただきたいかと思えます。

どうですかね。これは相談体制というところなんですけれども、全体的な入り口となるべき施策になりますので、次のところの個別な内容についてそれぞれ意見をいただいて、その後で総括して、再度、御意見をいただくという方法をとらせていただいてもよろしいでしょうか。具体的な内容を先に御意見をいただいたほうがいいのかと思えますので、基本理念Ⅲの施策9のところ、5ページなんですけれども、先ほど赤字で全部書いてあるところを説明いただいたんですが、その内容、それぞれ具体的に御意見をいただけるのかなと思えます。施策の方向性というところで、現状と課題というところは青字で書いておまして、前回、皆様から御意見をいただいたとおりのところなんですけど、それに対する右に書いてある赤い字の内容について何か御意見があれば、よろしく願いいたします。

まず、子育てと生活支援というところなんですけど、仕事と子育ての両立というところで上げてありますけれども、どうでしょうか。

子育てのほうはこちらにも書いてありますように、放課後児童クラブ、保育所利用等ということかと思うんですけれども、生活支援というところで、ここには文言的には上がってないんですけれども、住宅の確保とかそういうところも含まれてるかなと思うんです

けれど、どうでしょうか。

お願いします。

○黒崎委員 よろしいですか。先ほどおっしゃられたんですが、現状と課題で今のこの書きぶりの問題だと思うんですけども、就業、住宅、養育などさまざまな面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要があるということで、住宅をここで特筆してるのに、ちょっと施策の方向性ではその部分がちょっとぼやけてしまってるのかなと思って、その生活支援の中に含まれてるんでしょうけども、そこがこの部会の中では、先ほどの資料3-1でも住宅関連のことはこう出てるるところから現状と課題で出てきてると思いますので、施策の方向性の中でもそういう住宅の確保部分というのがもう少し表現されたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いました。

○石倉部会長 ありがとうございます。

確かに、方向性のほうでこうはっきり住宅の確保等という内容が盛り込まれてないんじゃないかという御意見かと思いますが、その施策の方向性にその住宅の確保等の、いわゆるもうちょっとはっきり盛り込んだほうがいいんじゃないかということではないかと思いますが、どうでしょうか、事務局のほうとしては……。

○山根企画員 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、住宅についてはその確保を課題を抱えているということなんですが、今、事業、施策の方向性の中でイメージしていただきやすいということで、事業名書いておりますが、一般的に公営住宅についてはひとり親家庭の方々には優先的に入居をしていただけるような優遇制度があるんですけども、とはいってもなかなか公営住宅だけでは確保し切れないということで、特に社会福祉協議会さんのほうで身元保証人の確保対策事業をやっていらっしゃると思うんですが、例えば公営住宅だけじゃなくて、民間アパートとかそういったものも活用した形のほうがいいのかどうか、そこら辺について、もし御意見をいただけたらと思うんですが、いかがでございましょうか。

○黒崎委員 今、これを見させてもらって思いましたのは、公営住宅における優先入居の推進、これはいいんですね。そのとおりだと思うんですね。ですが、じゃあ、その方が保証人を立てる人がいなければ、公営住宅には入れないんですね。今、公営住宅は民間保証とか、恐らくこのこちらで上がってる身元保証人確保対策事業でも多分、これは条例には当てはまらないと思いますので、そこが打破できないと、ここもちょっと一つ抜けちゃってるなっていうふうに思いました。

で、一方で今、私どものほうがやっていますのは、入居債務保証支援事業というような、これは生活困窮者というくくりです。もちろん、この母子、寡婦、父子世帯でも経済的な困窮の方は該当しますので、そこの部分では対象になってきます。これ、今、もともと私どもでモデル事業でやってましたが、県から補助金をいただいて、今はできるだけ全県展開をしていこうということで、各社協での実施に向けて動いてまして、今年度のところはまだ松江市域と浜田市域で、来年4月からは益田市の社協さんも加わりますし、町村では美郷の社協とか、ちょっとぼつぼつ出てきてまして、恐らく来年度中には半分ぐらいの市町村で実施されてくると思っております。保証関係では以上。

あと私どもで、今、まだ事務局レベルでですけども、考えてますのが、私どもの第3期中期計画を今、来年度からの第3期中期計画を県社協として考えていくわけですが、その中でも、やはり今、就職とか入院とか、そういうところで身元保証が必要になってくるんですね。その場合に、就業するに当たっての身元保証が得られなくて就職できないとか、そういったケースも聞いておりますので、そういったことも検討していかなきゃいけないのかなというふうには今、課題では思っております。

○石倉部会長 ありがとうございます。

保証人の問題というところで、住宅に関しては今後、県内で展開していただくという予定ということだと思います。施策の方向性にそういうものを盛り込んでもいいんじゃないかという御意見かと思っておりますので、それについてはまた御検討いただければと思います。

では、続きまして、就業支援について何か御意見がございましたら。

こちらにも書いてあるんですが、私どものところで巡回相談、ハローワークさんとも連携させていただいて、プログラム策定事業等をさせていただいてるんですけども、就業相談そのものは必要だとは感じてますが、受け皿になる企業のほうの環境整備っていうところも必要かなというふうに感じる場所があるんですけども、なかなかひとり親を採用していただくのは条件的に難しい部分があったりというところがありまして、そういうところで企業側に対する何ていいますか、広報といえますか、そういうのも必要じゃないかなとこう日々感じてるところがあるんですけども、私ごとですが、たまたま、ちょっとうちの就業相談員がいろいろ相談に当たってる中で、県内の企業さんが多数参加していらっしゃる会っていうのがありまして、そちらでセミナーを開催しておられるということで、ちょっと今度、そういうところでアピールをさせていただけるということがございまして、例えば商工会さんなんかでも当然、企業さんたちの集まりとかあるかと思うんです

けど、その辺はどのような状況でしょうか。

○土谷委員 この就業支援ということでもあったり、それからここにもあるんですけども、例えば休暇をとるだとか、長期休暇をとるということ、これ、ある程度、従業員数が多い企業であれば、理解も得られるんですけども、どうしても中小、それ以下の小規模になりますと、なかなか、休めば給料を払わないと、休んでおる者までにどうして給料払わなきゃいけないのかというのが恐らく、ちょっと言い方あれなんですけども、根底にあるかと思うんです。先ほどおっしゃられるように、いろいろなそういった説明会であるとか、PRすることによって、すぐではないんですけども、徐々にそういった雰囲気づくりとか、時間はかかるんですけども、認知していただけるような体制づくりが必要ではなからうかなと思います。機会があれば、そういった講演会とか、説明会等ありますので、そういう機会を利用していただけたらよろしいかと思います。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

年間を通して、やはりそういうセミナー的なものを開催していらっしゃるということもありますか。

○土谷委員 はい。ありますけど、それぞれのテーマに従ったというものなので、広報紙であるとか、そんなのが多分いいと思いますね。広報紙であるとか、そういったことであれば、すぐできるかと思しますので、ただ、そういった御依頼があれば、受け入れたいと思しますので、御活用いただきたいと思します。また協力させていただきます。

○石倉部会長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ただいま、広報紙の活用はすぐにでもできるというふうにおっしゃっていただきまして、やはり、先ほどもおっしゃいましたように、一度に企業側の理解を得るというのは当然難しいかと思うんですけども、少しずつでもこういうこともあるんだなとわかっていただだけでもいいんじゃないかと感じてる部分がありますので、その辺は今後ともぜひともよろしくお願いいたします。

何か、ほかに御意見は、ハローワークさん、どうでしょうか。

○上代委員 ハローワークのほうでは、今、就業支援ということで実際に職業相談、それから職業紹介を行っております。なかなかこう、先ほどおっしゃいましたその事業主さんのほうへの理解、これが広がれば、ひとり親家庭のお母さんであるお父さんである皆さんが働きやすい環境を整える上でも事業主さんの理解というのは不可欠なんですけど、ハローワークとしては、全企業に対してなかなかそのような理解をということで求める機会がな

なかなかいいんですけども、個別に職業相談の際にひとり親であるということをオープンにしてもいいよという求職者の方がちゃんといらっしゃれば、その旨を説明して、例えば小さい子供さんがいる、学校行事等々、お休みになることもある、それから急遽、風邪を引いて休むようなこともある、そういうふうなのを理解していただいた上で職業紹介というのをしておりますので、現状と課題のところにあるんですが、相談窓口や支援策を知らないために必要な支援が受けられないことがないよう、相談窓口への支援策を周知していく必要があると。とにかくハローワークのほうでは何とかそういうふうに理解を得て、就職していただくことに心がけておりますので、とにかくこの広報、周知ですね、母子寡婦福祉連合会さんのほうも利用していただくような周知、そこがまず、その就業支援に結びつける前段で必要になってくることだと思いますんで、何とかこの就業支援というのも重要なんですが、前段のその周知活動、そここのところを何とか施策の方向性の中で盛り込んでいただきたいというふうに思うところです。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

確かに、周知が必要というところは重要なところかと思います。なかなか市の広報とか、チラシを配ってみたり、いろいろしてはいるんですけど、目にとまらないのかっていうところがありまして、難しいものがあるんですが、うちのほうでたまたまNHKの夕方のニュースの時間でいいですか、そこで就業自立支援センターではという放送を時々していただいています。ただ、時間帯が6時半ぐらいなので、果たしてそれを聞いていただいている方がいるのかなという印象は持っております。NHKのほうで時間にあきがあればなのか、時々、いつという決まりはなく流していただいております。そういう周知に一応努めてはいるんですけど、なかなか必要な方たちにどこまで声が届いてるかなという、難しい部分がございます。

それでは、面会交流と養育費確保支援というところで、何か御意見ありましたら。

○徳岡委員 入ってんですかね。面会交流・養育費確保の支援で、ちゃんと書いていただいているなとは思ったんですが、一つだけ、下から3行目ですかね、離婚に関する相談や届け出などの機会を捉えてというところはそれでいいんですが、あと、専門家による無料法律相談の利用を促すだけになってるので、ここが私が意見を言いました弁護士相談だけじゃなく、心理面の相談を受けれるシステムづくりっていうのを意見を述べましたのは、結局、養育費っていうこと一つとっても、要するにお金を生活費を払うっていうことじゃなくて、あれは結局、離れてる、払うほうの親と子供の心のきずななんです。だから、そこ



ら辺の捉え方ってのは単なる権利があって、お金を払えとかいう問題ではなくて、本当にやっぱり払ってくれる、父親は払ってくれたと、払い続けてくれたっていうのが子供の心の醸成になる、そういうような問題として私なんかは捉えておりますので、ここに専門家による無料法律相談だけじゃなくて、どうしましょかね、法律等というのかな、要するにそこに少しそこら辺を含めた相談を利用する。

で、もう大分前になるので、私もすっかりきょう、忘れたんですけど、養育相談センターから出てるニュース、あれの明石市の取り組みっていうのが入ったあれをきょう、ここに配付してくださいとお願いしてたんですけど、よろしくお願ひします。まだまだ全国的にああいうふうに取り組めるところはないんですけども、結局、市役所で弁護士さんだけじゃなくて、たまたま、あれは大阪のFPICが関与してたんですけど、そういう総合的な離婚に関しての親ができることが言えるような専門家をやっぱりその相談員の中に、システムの中に入れてまして、そこら辺がすごくモデルになるかな。前、「クローズアップ現代」というところでも一度その明石市の取り組みが取り上げられたことがあるんですけど、まだまだ全国には広がっていませんが、これは方向性なので、今すぐできなくても、何かそういうやっぱり必要性があるのじゃないかなと。それがないと、法律相談だけだと、養育費をとるかどうかっていうことで、ましてや面会交流に関してはとてもなかなか難しいことですので、弁護士さんと協力しながらやっていくことですので、そこらんとこをちょっと文言に入れていただくといいかなと思っています。

○石倉部会長 ありがとうございます。

文言等に組み入れていただくということで、実際問題、養育費の確保もなかなか難しいというところもあるかと思ひますし、面会交流に至ってはなお難しいという感じはするんですが、今後の方向性としてその辺を。

○徳岡委員 済みません、ここで述べるのか、どこで述べんのかわからないので、忘れちゃいそうなので、もう一つ意見としては、やっぱりその今の自立支援員とか、その窓口の相談員に対しての養育費と面会交流の話はしてるんですけど、一般対象の、本当に離婚をされた方とか、これから離婚しようとして迷ってるとか、そういう親御さんたちへの養育費と面会交流の話を、弁護士さんの話ではなくて、もう少し総合的な子供の立場から立った話っていうのをやはりしていかなきゃいけないんじゃないかなと思ひます。養育費相談支援センターっていうのが厚労省からFPICが委託されてる事業なんですけども、その中に講師を派遣する事業っていうのが入ってまして、そうすると、地域の、県でも市でもそ

ういう事業をやりたいっていうときには相談センターに申し込めば、講師を無料で派遣してくれるシステムなんです。だから、予算がなくても、会場と人を呼ぶ手間さえすれば、講師は来るといふうなシステムをぜひ利用していただいて、一般のお父さんやお母さんに対しての養育費とか面会交流に対する話を具体的にわかりやすく話していけるような、そういう機会をつくっていただけたらなと思っています。それには私の所属している F P I Cでも協力いたします。

○石倉部会長 ありがとうございます。

ただいまの話は F P I Cでの講師派遣の利用ができるということで、一般の方を対象にということで、ちょっと難しいところがあるかなと思うんですけど、そういう機会があれば、今後、ぜひともというお話かと思います。

養育費の講習会っていうものに関しては、ちょっと私どものほうで毎年開いてはいるんですけど、実際、一般の方の参加が非常に難しく、なかなかそういう、必要かなとは思いますが、当事者がそういうことに参加されるっていうのが実際問題少ないです、そのあたりが難しいというふうには感じています。今後の方向性としては当然必要なことかとは思いますが、今後、その辺をどういうふうにしていったらいいかなというのは課題かと思っています。

○（ ） 済みません、先ほど徳岡委員さんから御紹介いただきましたニューズで明石市の取り組み、本当はきょうお配りする予定にしておりましたが、ちょっと事務局のほう、大変申しわけございません、忘れてしまいましたので、後日、皆様方のお手元に配らせていただきたいと思います。

今、せっかくお話いただきましたので、ちょっと、ぜひとも、済みません、事務局から申しわけございません。お聞きしたいことがございまして、今の、養育費確保と面会交流っていうのは、本当は両方とも子供の権利だということは何度も徳岡委員さんからいただけてるんですけども、なかなかその取り組みが進んでなくて、今の一般の方を対象とした講演会といいましょうか、そういったものの機会もあるよということだったんですが、多分、一番多いのは市町村に離婚届を出しに来られたとか、いろんな相談、今、離婚しようかどうか迷ってるんだけども、もしひとり親になったときにはどんな支援施策があるんでしょうかといったような御質問などで相談に来られる方が多いと思うんですよ。そういった方々をどのようなタイミングで、そういった子供さんのためにこういったことがあるんだよって、あなたたちも考えて取り組んでいくべきなんだよってというふう

案内をするといひましようか、タイミングとつなぎ方ってすごく難しいのかなと思ってるんですが、そこら辺で市町村福祉事務所のほうから、石原委員さん、出ていらっしゃいますので、ぜひその辺でちょっとお話をいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○石原委員 そうですね。窓口にいらっしゃったときにはもう離婚をなさっていて、その養育費等をどうされましたかっていうことでお聞きするんですけれども、離婚できればもうよかったとか、そういうふうにもう手続が煩わしいので、とにかくそういうものは要求しなかったってお答えになる方がどちらかというとい多いです。

ですから、なかなか、養育費も確保が必要だよ、面会交流も必要だよっていうことを言うことは言うんですけれども、なかなか受けとめていただけないというか、そのもとの御主人ともう会いたくないっていうような、そういったお気持ちのほうどちらかというとい今強いつていうところで、何か、それこそいい段階のところでお話ができるような場があるといいなっていうのは思いますけど、先ほど言われたように、いつなのかな、それはいつていうのは思います。

○（ ） その辺について、徳岡委員さん、ちょっと●。

○徳岡委員 普通に、何ていうか、養育費をどうして取りたくないですかって聞いたら、いや、もう相手とかかわりたくないっていう答えが出てくるのは多いです。たしか、アンケートの結果でもそういうのがかなりありましたね。だから、そこら辺が結局、親の権利か子供の権利かっていうことで、子供の権利を親がもう結局、放棄してるっていうところの考え方で、やっぱりそこら辺でもうとまってる、多分深まらない。だから、やっぱりそのときの心情は、お母さんだとしたら、妻の感情なんですね。だから、妻の感情のままに訴えかけてもだめで、母親の感情に訴えないと、子供のことは出てこないです。だから、私たちがやってるのは結局、夫婦でなくなるわけですから、もう妻の感情はいいということで、むしろ離婚できてよかったですねというところから始まって、やっぱりここ、子供のために親として何ができるのかって、その中の一つが養育費を払うほうは払う義務だし、もらうほうはやっぱり面倒でもちゃんと子供のためにもらいましよう。だから、私の実務経験では、月5,000円っていうのもありました。私は5,000円でも、毎月継続するってすごく大事だと、ゼロだと全く子供にはつながりませんが、5,000円とか1万円でも、そこら辺のところはやっぱりゆっくりお母さんの感情を受けとめながら、子供の母親としてどうしたらいいのかっていう考えに至るには、ちょっともう少し専門家じゃないと、なかなか気長にお母さんの気持ちを酌み取りながら、母親の意識を引き出して

いくつというのは難しいと思うので、そこら辺が多分、専門家との連携になると思います。行政の窓口にも、そういう専門家を入れるっていうのが難しければ、やっぱりそこへつなぐとか、何か、そういう方向での連携をすとか、だから、そういうふうに言うので、難しいですとまってる、多分ずっととまってるんじゃないかなと思って、やっぱりどうして必要なのかと、そういうことが、まず、その窓口の人なり行政の人たちがわかってないと、なかなか人に勧めるっていうことはできないと思いますので、やっぱり経済的に困ってるっていうことがもうアンケートの中でいっぱい出てる中で、養育費は取らないとか、そういう努力はしないとかがあっていうんだったら、ちょっとやっぱりバランスがよくないので、全体的に育てていかないといけないかなっていうふうに思いますので、そういう意味でいろんなところが連携しないと、今、私たちのところは弁護士さんとかなりこうあれあるんですけども、やっぱり一つのところで縦割りではちょっと難しいのかなと、やっぱり横の連携でいろんな方の助けを得ながら、総合的に支援していくっていうのが大事かなと思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今に関しての話なんですけれども、件数的には少ないんですが、私どものほうで養育費相談というのを受けてまして、年間通してさほど多くはないんですが、印象として、養育費は子供の権利でもらわなくちゃいけないという、何ていうんですかね、そういう気持ちを持つて方は非常にふえてきたなと思います。中には、経済的にどうせ取れないからおっしゃる方もいらっしゃるんですけど、大分、養育費はもらいたいという方はふえてはきてるんですが、ちょっと、私の印象なんですけど、今度、その面会交流というのも最近、結構皆さん御存じなんです。ただ、御存じなんです、その面会交流が養育費と引きかえ条件のような話が結構出てまして、せっかく養育費は調停で決めたのに、面会交流がちょっとうまくいかなかったら、もう払ってくれないとか、何かそういう話を最近聞くようになりまして、面会交流はもちろんお子さんにとって必要なことかもしれませんが、中にはそうやって養育費をせっかく決めたのをストップさせる交換条件になってしまうのもどうかなという印象は受けています。

先ほどから行政の窓口のほうに来られたときには既にもう離婚届を出されるということなんです、女性相談センターさんが多分、その離婚前の話っていうのは案外あそこで聞いておられるのではないかなと思うところがあるんですけど、で、私のほうの法律相談等で、もちろん離婚前の方でも法律相談は受けますよというふうにはしてるんですけど、最

初のくくりとしてひとり親家庭の方というふうに一応上げてますので、その前段で案外その女性相談のほうでいろいろ相談を受けとられるケースっていうのはもしかしたらあるんじゃないかなと、これはまあ想像なんですけど、というふうに感じるころはあります。

ほかにこの部分に関しての御意見はございませんでしょうか。

では、次の経済的支援というところで何か御意見ございましたら、お願いいたします。

こちらのほうは先ごろ法律が変わったというところで、父子家庭の方も貸し付けの対象になったところですし、もう少し前からは児童扶養手当も受給できるようになっているというところで、施策的に進んでいる部分があるかと思います。経済的に厳しい状況っていうことは常に言われてるんですけど、国のほうとしても徐々にそういうところで、母子家庭のみならず父子家庭の支援も拡充しているというところじゃないかと思います。これについては特に御意見ございませんでしょうか。

それでは、次の相談支援体制の充実というところで、御意見ございましたら。先ほどから内容的にはこちらにも含まれるっていう内容の御意見をかなりいただいているかと思うんですけれども、どうでしょうか。

前回、アンケート等で、そのときは母子自立支援員さんだったんですけど、なかなか周知されてないっていうようなアンケート結果だったというのがありました。実際、その母子自立支援員っていうお名前、名前として知らない、相談には行ってるけど、この方が母子自立支援員だっていう認識がないっていう方も案外いらっしゃるんじゃないかなというふうに、全く知らないっていうはずはないと思うところがあるんですけど、その辺どうでしょうかね。どう思われます。多分、相談は受けておられると思うんですけど、ただ、その方が……（発言する者あり）うん、母子自立支援員さんだったという認識がないっていう方がいるんじゃないかな。

○石原委員 確かにそれはあると思います。自己紹介のときに必ずその、言って……。

○石倉部会長 まあ、言っておられると思うんですけど。

○石原委員 はい。そこで、ああ、そういう方がいるんだなっていうことを初めてわかる方も確かにいらっしゃると思います。

○石倉部会長 ですね。

○石原委員 あと、やっぱりここに書いてありますけど、その資質の向上っていうところで最後書いてありますけれども、やっぱり、今、相談、すごくいろんな相談があるので、とにかくDVだったりとか児童虐待からこっちの母子のほうに来る相談だったりとか、も

う多岐にやっぱりわたっていますので、もう今までのこう知識というか、そういったところでもなかなか対応できないような、何ていうかな、状況になっているかなって日々思いますので、やっぱりそういう研修会等とかで人材育成とか、そういった資質の向上っていうのは本当していただきたいなと思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

確かに、相談内容が多岐にわたってるということで、前から資質の向上は必要というふうには言われてるんですけど、なかなか研修会等は開催してはいただいているんですけど、難しい部分もあるかなと思います。当然、相談体制の充実もあるんですけど、やはり他機関との連携があれば、その自分のわからない部分が補えるっていうところがあるかと思うので、そういうものも相談体制の一つになるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○石原委員 そうですね。やっぱり連携はとっても大切だと思って思いますので、やっぱり、今のDVとか虐待とかっていうことでしたら、もう本当に警察だったり、それから児童相談所だったりとか、本当、連携をもって対応することが本当に多くなってきました。それから、女性相談センターともよく相談をさせていただいて、対応してるっていうところはあります。

○山根企画員 今の石原委員さんの御意見にちょっと補足なんですけど、県のほうでも市町村福祉事務所にいらっしゃる母子・父子自立支援員さんの方を対象とした研修というのを年1回から2回開催させていただいてるんですけど、最近、現場の声としてお聞きするのが、今まさにおっしゃった、本当にさまざまな相談があって、1人から、市町村によって4名配置していらっしゃるところもあるんですけど、もう対応できないと。中でも、国のほうも今までの給付型よりも就業による自立につなげていくっていうところが大事だということで、就業支援も絡めてやってるんですけど、なかなか一人では回していけなくて、複数回、何回も繰り返して支援をするっていうのは難しいですよということで、先ほど部会長さんのほうからおっしゃいました、連携があれば、足りないところを補えると、まずは連携、タイミングと連携ですよ、どうつないでいくかっていうところがすごく大事な部分だと思うんですけど、そこら辺で、済みません、もし、就業の形とか、何か、現場のところのことございましたら、ぜひともお聞かせいただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

○上代委員 そうですね、就業の部分での連携ですか。

○山根企画員 済みません、市町村への巡回相談をハローワークのほうでしていらっしゃるということで、ただ、よく私ども、昨年、上代委員さん、こちらの会議に出ていただいたことを、そういった御縁でハローワークの方々に県の施策等を御説明させていただく機会をいただいたんですけども、やっぱり、その巡回相談行かれたときに、いろんな、働きたいっていう希望は持ってらっしゃるんですが、それが実際に働けるスキルまで身につけていないとか、もうその就業訓練の前に整理すべきようなことがたくさんあるというところで、そこを誰がどんなふうに役割分担をして、確実な就業につなげていくのかっていうところが大事だよねっていう話だったと思うんですが、そこら辺で、例えばどんな連携をしてらっしゃるとか、今後、何が足りないといったところがもしございましたら、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上代委員 今の巡回相談のお話があったんですけども、実際、巡回相談、市町村のほうへ、事業としましては生活保護受給者等ということで、生活保護受給者、それから児童扶養手当受給者等々、いわゆる生活困窮者といわれる方の職業相談というのを主として、福祉事務所のほうへ相談に行ってるという現状があります。

ただ、定期的に行って、相談があるないにかかわらず定期的に行ってますというふうな状況ではないんですけども、例えば松江市でいえば、現在、週2回、ハローワーク松江のほうから巡回相談を実施しております。ただ、これは基本的には予約制という形をとっております。その予約も、これは福祉事務所のほう、就労支援員さん等々の御協力をいただいて、生活保護、それから児童扶養手当等々を受給されてる方で、就業意欲が強く、それから就業可能な健康状態、それから環境が整ってる方ということで、いわゆるすぐに就労に結びつく方を半年なら半年間で就職に結びつけるというふうなプログラムを策定して、就職、就労による自立を図っていくというふうな事業をしておりますんで、その関係で市の方と連携しつつ、その事業を進めていってるというのが現状でして、じゃあ、まだ就職意欲の低い方であるとか、それから健康面、それから環境的にまだ就職には結びつきにくいというふうな方については、これはちょっと役割分担というふうな形で、その部分については福祉事務所さんのほう、お願いしますねというふうなところで動かしているというところですよ。

実際に、今、就職意欲があって、環境も整ってる方についてはハローワークのほうで対応していく。で、その前段については福祉事務所で対応していただく。福祉事務所で対応できないところは、また、地域の資源を何とか活用して、就業意欲、環境等々を整えてい

くというふうな連携を図っているというのが現状です。ちょっと的外れてるかもしれないですけど、以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

それでは、この今のお話にありましたように、就職の相談というところで、福祉事務所とハローワークさんと一緒に一体化してやっておられるということなんですけれども、私どものほうでやっているのは、いわゆる就職困難者という形になってまして、なかなかすぐには就職が難しいという方をプログラム策定しているところがありますので、数年前に比べると、求人状況が非常によくなってるなと感じるんですが、求人はふえてるけれども、なかなかそこにその就職困難者の方たちはすんなり就職できないという状況がありまして、その辺がちょっと難しいところです。特にひとり親の方は、最初の話にも戻るんですけど、時間的に長くは勤められないとか、どうしても土日休みたいとかおっしゃると、実際、就職がなかなかできないっていうところがありまして、その辺は最初の話に戻るっていう形で、今後、いろいろ企業さんにも訴えかけながら進めていかななくてはいけないかなと思っております。

では、次に、生活支援施設・児童相談所との連携というところで、何か御意見がございましたら。

生活支援施設っていうところで、今、県内では1カ所しかないかと思うんですけど、以前は何カ所かあったんですが、それが1カ所になってしまっているの、現状を把握してないですが、あきとかはあるんでしょうか。大体満杯ですかね。

○山根企画員 今、部会長さんから御指摘がございました母子生活支援施設は現在、県内に1カ所、松江市内にございます。20世帯の、これは母子一体型での入所施設なんですけど、20世帯分の部屋を確保しておりますが、築43年ぐらいたっておりまして、老朽化をしていて、現在の施設は居室内にお風呂とトイレがなくて、共同利用ということがございまして、非常に近年、入所者の方が少なくなってきたということで、現在、建てかえ、国と県の補助金を使いまして、建てかえを今年度と来年度2年間でされています。現地に建てかえということで、27年の12月末ぐらいいまでに、現地に新しい施設ができますので、それ以降、非常に新しい施設、居室内にお風呂、トイレもあって、居室の面積も広くなったところで、さらに、特にDV被害者の方の受け入れっていうのが多いものですから、被虐待母子への心理的ケアというものを踏まえて、心理療法室を配置したりとか、そういったことを機能強化を図ると。あるいは子供さんたちの学習支援に力を入れるということ



で計画をしておられますので、ぜひとも新しい施設になりましたら、積極的に市町村福祉事務所のほうから入所措置を行っていただきまして、御活用いただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

今までは、確かにお風呂、トイレが共同ということで、なかなかアパート感覚で入りたいというふうにおっしゃると、実際問題はちょっと生活が大変というところだったんですが、新しくなれば、またそういう面では入所希望がふえるかなと思うんですけども、基本、やはり、今はDVの方が多いですよね。

○山根企画員 現在、DV被害者の方が入所者の中の8割で、県内、県外でいくと、大体半々というふうに伺っております。もちろん、その部屋がきれいになるというのもあるんですが、まずはDV被害者の方であってもなくても、離婚、あるいは配偶者の方との死別ということで、心にいろいろな痛みを背負った方々が入ってらっしゃいますので、中でも養育に不安を抱える母子の方がたくさん入ってらっしゃいますので、やはり専門職員の日常的なケアですよ、養育指導ですとか、生活指導っていうのを受けながら、また、将来に向かって生活を立て直していただく、精神面も含めて立て直していただくということで、見守り支援を行っておられるところでございます。

○石倉部会長 ありがとうございます。

何か、このところで御意見ございませんか。

○（ ） 済みません、ちょっとこの場で確認させていただきたいんですが、6ページ以降、青枠で囲ってある事業ですね、先ほど不足していました子育て生活支援のところでは、社協さんの行っている入居債務者、3-1には書いてありますけれども、入居債務保証支援事業ということで上げさせていただいたりですとか、それから面会交流、養育費確保に向けてのところですが、ちょっと一つ、言葉の確認をさせていただきたいと思ひまして、徳岡委員さんにお聞きしたいんですが、一番最後の関係機関との連携のところ、私、家庭問題情報センター等というふうに書きましたけれども、さっき、御紹介いただいた中で、養育費相談支援センターという言葉が出ましたが、どちらを書き上げたほうがいいのかと思って、ちょっとこの場で確認させていただきたいというふうに思っております。

○徳岡委員 家庭問題情報センターっていうのはF P I Cにあるんですが、厚労省からF P I Cに託されたのは養育費相談支援センターといいます。これの中にいろんなあれです

ので、一応、F P I Cの中にはあっても、一応独立したあれですので、養育費相談支援センターと、それから、だから両方書いたほうがいいんじゃないでしょうか。それと、正確には公益社団法人というのをに入れていただくといいかと思います。

○（ ） ありがとうございます。じゃあ、そのように訂正して、記載させていただきたいと思います。

○石倉部会長 ありがとうございます。

それでは、最初に戻りまして、今、それぞれの具体的な御意見を出していただきましたので、基本施策8、最初に大まかなくくりというところで先送りしたところなんですけど、2ページのほうですね、こちらのほうで御意見がございましたら、お願いいたします。

それでは、全体を通して何か御意見があれば、お願いいたします。

どうぞ。

○黒崎委員 済みません、ここの青枠の中の、現在行われている事業というのは、何かどこかに今後記述されるものですか。

○俵G L 実はですね、今回は、最初に資料1のところ御説明したことの、済みません、ちょっと重複になって申しわけございませんが、平成20年度に策定した島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直しという位置づけと、子ども・子育て支援事業支援計画の中に位置づける、一体化して包含するという2つの面がございます。今回、この部会で皆様方に御審議いただきますのは、ひとり親家庭等自立支援計画の見直しの部分でございますので、この中では、少なくとも現行計画が、いわばメニュー集のような形で事業名がたくさん書かれているものですから、それがどんなふうになってきたのかということをお示ししようということで、事業名を書かせていただきました。これについて御審議いただきたいと思いますが、ただ、これがもう一つ、大きな、今回、見直しとともに別の計画の中に入るということがございますので、子ども・子育て支援事業支援計画の中に盛り込む場合には、このボリュームで入るわけではなくて、多分、全体のバランスを見ながらの書きぶりになると思いますので、ここの事業名を書くのか書かないのかということ、まだ、現段階ではちょっとわかりませんで、全体のものを見ながらということになります。ただ、あくまで、それとは別冊という形で作るわけではないんですが、ひとり親についてはこういった形で皆様方に御了解いただくというふうに考えております。こういった御説明でおわかりいただけたでしょうか。

○黒崎委員 ちょっとその、私のほうの立場って言うと、ここの中での関係機関との連携

ってということで、市町村っていうのが一番に上がってきたりしてるわけですが、この4月から生活困窮者の自立支援法が施行されると、実施主体は市町村なんですけど、直営であったり、実施機関に委託したりということで、そこの中にはメニューとすると、相談支援員を配置とそれから就労支援員も配置する。先ほど、上代委員さんがおっしゃられた、生活保護世帯等の就労支援事業の中にも恐らくここも組み込まれてくるようになって、それを経済的困窮者、社会的孤立してる方たちがその対象となってくると、ひとり親家庭もその中に十分入ってくるようなので、そこがどういう位置づけになるのかなと思って、ちょっと気になったんですが。

○俵GL ありがとうございます。

ただいまお示ししている中には、例えば就業支援ですとか、面会交流、養育費確保支援ですとかっていうところは、その関係機関との連携という書き方がしてあるんですが、ほかの、例えば子育て生活支援のとこなんかは書いてなくて、ここら辺も今御指摘いただきましたとおり、関係機関との連携ということで、社会福祉協議会さんのお名前を書かせていただいたほうがいいかと思しますので、確認させていただきますと、就業機会の拡充ですとか、面会交流、養育費確保に向けた取り組み、それから母子生活支援施設・児童相談所との連携のところを外すと、大体、関係機関との連携ということで社会福祉協議会さんを記載しても大丈夫というような形でございましょうか。

○黒崎委員 ● 、そこはこだわってないです。

○俵GL かかわってくるということでございますね。はい、わかりました。

先ほど、それと、これが子ども・子育て支援事業支援計画の中に入ったときには、この事業名がどうなるかという話ですが、主なものについては記載するという方向で、今、検討されているということでございますので、あわせて御紹介させていただきます。

○石倉部会長 ありがとうございます。

そうしますと、今回、御審議いただきました内容で、先ほどもおっしゃいました親会議、本会議のほうに、どのような形で載るようになるかは、まだちょっとわからないということなんですけど、そちらのほうに盛り込まれるということになるかと思えます。それで、本会議が1月30日を予定ということですので、もし、皆さん、帰られて、また、こういうことがあったとか、ほかの御意見がもしございましたら、1月23日までに御意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

どうも、その追加意見を出していただくときの用紙ということで、ここの中に入れてあ

るようですので、帰られてから、もし、こういうことがというような御意見がありましたら、こちらのほうに書いて出していただければいいかと思えます。よろしく願いいたします。

それで、今後の進め方についてですが、前回第4回の部会の際に、県計画と市町村計画と連動する部分が多いということで、調整に当たっては行政機関を代表して出席していただいている、本日は欠席の児玉委員と石原委員と事務局とちょっと私のほうにお任せいただくということで、前回、了承を得ておりますが、今後についてもそれでどうでしょうか。よろしいでしょうか。（「よし」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、改めまして、部会の皆様からいただいた御意見を、これを盛り込みについては、また、私のほうで預らせていただきまして、県の事務局等と相談させていただきたいかと思えます。

そうしますと、（4）の今後の日程についてというところで、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○山根企画員 それでは、今後の日程ということで説明させていただく前に、ちょっと一つ追加で御説明と思っております。ちょっと私が最初に本当は御案内しておかないといけなかったんですけども、本日、御欠席の児玉委員さんから意見についてということで伺っておりますが、特に、今回、お預かりしている意見はありませんでした。1月23日までということで、あわせて御案内はさせていただきます。大変申しわけありません。よろしく願いいたします。

それでは、今後の日程についてですけれども、先ほどから部会長さんのほうから既に何回か御説明いただいておりますが、1月30日に子ども・子育て推進会議が開催されます。その際には、本日御審議いただいたものをひとり親部会として盛り込んでいきます。その後、パブリックコメントを実施し、広く意見をお聞きしまして、状況によっては再度、皆様方、御意見を伺うことになるかもしれませんが、最終的に予算が確定しますと、先ほどの青枠の中にありましたようなところから主な事業を本文の下に記載し、最終的な計画というふうになります。一応、簡単ですけれども、予定としてはそのような予定になっております。よろしく願いいたします。以上です。

○石倉部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。また、御意見

があれば、後日ということでもよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。ありがとうございました。

○俵GL ありがとうございました。

計画に盛り込みます内容につきまして御審議いただきまして、ありがとうございました。ただいまいただきました御意見をもとに、部会長さん、それから行政機関を代表してお出かけいただいております児玉委員、石原委員様と調整させていただきまして、30日の親会議のほうに諮らせていただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、一言、渡邊調整監のほうから御挨拶申し上げます。

○渡邊調整監 失礼いたします。本日は、貴重な時間をいただきまして、委員の皆様からそれぞれ御意見を頂戴したところでございます。これをもちまして、この次の推進会議のほうへ部会の意見ということで上げさせていただくということで、全体計画を眺めてみまして、調整をする部分もあろうかと思っておりますけれども、そういった形で載せさせていただくと。それから、先ほどスケジュールのところにもございましたけれども、パブリックコメントを今後実施をしながら、広く県民の皆様から御意見をお伺いし、最終的に予算が確定をします2月議会が終了した時点で、そういった事業を盛り込むということにしておりますので、今年度中にはこういった子ども・子育て支援計画、あるいは次世代の行動計画、あわせてひとり親の自立支援計画も一体的なものということで策定をしていくということをしております。

本当に、今後、またいろいろと皆様方に御意見をお伺いする必要があるかと思っておりますけれども、きょうも出ておりました、関係機関との連携、一言で関係機関との連携といたしましても、さまざまな機関がございます。その中で、この人をどうしていくのがいいのかというようなこと、その視点、この親御さん、あるいは子供さんに視点を当てたそれぞれのケースワークというのが非常に大切になってはこようかと思っております。そのもととなる計画でございますけれども、その計画に基づきまして、それぞれの皆様方がしっかりとサポートしてあげるという立場で、皆様、御活躍をいただければと思っております。そういった意味も込めまして、今後、皆様方のますますの御活躍を祈念をいたしております。本日はどうもありがとうございました。貴重なお時間、お世話になりました。

○俵GL 以上をもちまして、平成26年度第5回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を終わります。ありがとうございました。